

4 福保第 285 号
令和 4 年 7 月 19 日

社会福祉法人長崎県共同募金会
会長 宮脇 雅俊 様

長崎県知事 大石 賢吾



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に
規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 4 年 7 月 19 日から令和 9 年 7 月 18 日まで (5 年間)